

鎌倉後期の石山寺と権門寺院

西田友広

はじめに

鎌倉時代の朝廷が全国に犯人追捕を命じた文書として衾宣旨が存在したことが知られている¹⁾。筆者は以前、この衾宣旨の発給事例を収集・検討したことがあるが²⁾、その中に石山寺座主の殺害を企てたとしてその堂衆の追捕を命じたものが存在する。以前に検討した際には発給事例の一つとして掲げたのみであったが、実はこの事件については東大寺文書の中に関係史料が存在している。それらの史料を検討すると、鎌倉時代後期の石山寺とそれを取り巻く東大寺を始めとする権門寺院の状況についての興味深い事実を見出すことができる。

石山寺については造石山寺所を始めとした古代の状況や、一切経を始めとした伝来聖教については研究が蓄積されているが³⁾、中世の状況となると、まだまだ不明な点が多い。一方、東大寺と石山寺を含む真言宗寺院との関係については、永村眞氏・真木隆行氏の研究があり⁴⁾、最近では西尾知己氏が本稿で取り上げる鎌倉後期の石山寺と東大寺の関係を含めた検討を行っている⁵⁾。

本稿ではこれらの先行研究に学びながら、鎌倉時代後期に発生した「石山座主殺害未遂事件」の検討を通して、当時の石山寺とそれを取り巻く権門寺院の状況について明らかにしてゆきたい。

延慶三(一一三二)年五月六日、次のような一通の口宣案が発給された。

延慶三年五月六日 宣旨

石山寺堂衆禪竟・円真・実音・道恵・良蜜等、忽令^レ違^レ背^レ字^レ侶^一、剩擬^レ殺^レ害^レ座主^一、造意既以露顯、其身遁^レ霜^レ刑^一而晦^レ跡^レ逐^レ電、(中略)、早仰^レ五畿七道・地頭・守護・京職・使庁・諸寺・辺山^一、殊加^レ搜索^一、宜^レ令^レ擲^レ其身^一、若致^レ容^レ寄^レ宿^一之輩、亦与^レ同罪、

蔵人頭宮内卿藤原国房奉
石山寺の堂衆禪竟等が学侶に背き、座主の殺害を企てたとしてその追捕を命令した衾宣旨である。この口宣案は八日に上卿の三条公秀から右中弁の藤原藤朝に下されており⁷⁾、まもなく右弁官下文として発給されたものと考えられる⁸⁾。また、ここで殺害を企てられたとされる座主は仁和寺成就院主で東寺長者ともなった守恵である⁹⁾。

ところが、この石山寺の内部抗争と衾宣旨発給に関係すると考えられる文書が筒井寛秀氏所蔵の東大寺文書の中に存在する¹⁰⁾。端裏書に「実専五師状 石山座主職事」とあり、「守恵僧正」が「住寺之輩」に対して

「衾 宣旨」を「申下」と記されている。この文書は後欠であるが、これに続くと考えられる文書が東大寺図書館所蔵の東大寺文書に含まれている。⁽¹⁾「八月廿五日」の日付と「年預五師実専」の署名を有する前欠の文書である。「座主」の罪状を弾劾しその解任を要求するもので、筒井氏所蔵の文書と内容的にも文章的にも中欠なく接続し、筆跡や行間などの字配りからも両者は接続するものと判断できる。なお、原本調査は行っていないが、筒井氏所蔵文書の料紙は写真に写しこまれたメジャーから計測すると縦三四・七×横五四・〇センチメートル、東大寺図書館所蔵文書は『東大寺文書目録』⁽²⁾によれば縦三四・五×横五四・二センチメートルであり、料紙の大きさもほぼ一致する。以下にその全文を掲げる。

筒井寛秀氏所蔵東大寺文書

(端裏書)
「実専五師状 石山座主職事」

石山寺事、守惠僧正申状披_レ露于衆中_一
之_レ處、被_二衆議_一稱、彼僧正惡行之次第、具
載_二于石山寺之本解_一候、為_二御不審_一案文
進_レ之候、此条争可_二諍申_一候歟、而今如_二掠
申_一者、被_レ下_二庁御使於当寺_一、对_二寺僧等_一被_レ
尋_二問虚美_一之_レ處、一切不_レ致_二訴訟_一之上、条々
悉以不_レ実候之由、住侶等答申云々、此状如_二
先々言上候_一、本願以來相統住寺之輩者、
為_二守惠僧正_一多以被_二殺害_一之上、所_レ殘或石_二禁
其身於獄舍_一、或申_二下衾_一 宣旨於諸国_一之
間、令_レ止_二跡於寺門_一之族者、皆是守惠僧正之
門人、惡行用意之党類也、对_二彼等_一被_二尋問_一
日、誰人可_レ述_二実儀_一哉、勿論不足言之次第也、

次、属_二東大寺_一致_二訴訟_一之輩何者哉云々、
此状、守惠惡行之時、多分皆死亡・逃亡之
間、致_二訴訟_一之輩何者哉之由、相_二貽不審_一之条、
(後欠)

東大寺図書館所蔵東大寺文書

(前欠)

雖_レ非_レ無_二其謂_一、適_二遁_一殺害_一令_二存命_一之類、
争不_二相殘_一歟、叡問之下、自科弥易_レ頭、状文
之中、罪責増難_レ遁者歟、抑道朝僧正者
雖_レ非_二自身之發起_一、相_二当于寺務之時節_一
依_二神人殺害之災禍_一、被_レ停_二廢座主職_一畢、
況入_二身於釈門_一、懸_二名於綱維_一之人、盜追_二捕
仏物・僧祇物_一、忽殺_二害兒童・住侶等_一之上者、
惡逆之至、争可_レ遁_二重科_一歟、然者、先者被_レ
解_二却座主職_一、任_レ旧被_レ返_二付本寺_一、追被_レ定_二
配国_一、可_レ被_二流_一遣_二其身_一之由、可_レ有_二御
奏聞_一候歟之旨、散在衆徒群議所候也、
仍上啓如_レ件、恐惶謹言、恐々謹言、
八月廿五日 年預五師実専
謹上上 右大弁殿
越前律師御房

端裏書には「土代」などの記述はないが、文章の接続から考えても両者は一連のものであり、年預五師実専衆議披露状土代(以下、史料一)とも呼ぶべき文書である。⁽³⁾
ではまず、この文書が本当に延慶三年の衾宣旨の発給に係るものであるかどうか、確認しておこう。この文書の差出に「年預五師実専」

とあることから、実専が年預五師である時期に注目すると、次の年預五師実専文書記録勘渡帳が存在する。

〔端裏書〕
〔心〕長二年勘渡帳

〔心〕長二年二月廿五日 年預五師実専
勘渡五師清寛

一 古文書、如二先々勘渡帳一、

(中略)

一 石山座主彼寺々僧等於多令レ殺二害之一、令二召禁一之間、座主

与三住侶等一訴陳状等一結、

(中略)

自二延慶四年二月廿五日一、至三心長二年二月廿五日一沙汰分、大

概如レ斯、於二古文書等一者、任三先々勘渡帳一、略レ之畢、

心長二年二月廿五日

年預五師実専

これは実専が年預五師在任中に関与した文書を、後任の年預五師清寛に引き継いだ際の勘渡帳であり、石山座主と住侶の訴陳状が含まれている。座主による寺僧の「殺害」や「召禁」等の共通性から、史料一は心長元(一三一一)年(延慶四年を四月二十八日に改元)八月二十五日の文書と考えられ、延慶三年の衾官旨発給を受けての文書であることが確かめられる。

また、史料一の宛所となっている越前律師は、心長元年六月二十八日の東大寺年預五師衆議披露状の宛所にもなっているが、東大寺僧と考えられる。¹⁶⁾当時の東大寺別当は信忠であるが、信忠は勧修寺僧で、後に東大寺別当となる東大寺尊勝院の公暁が「寺務代」であった。¹⁷⁾公暁は信忠の別当在任中である正和元(一一三二)年十二月には、年預五師清寛の記した衆議披露状を朝廷に取り次いでおり、¹⁸⁾寺務代として実務を担っていたことがわかる。越前律師は寺務代公暁の側近くに仕える僧侶として、

史料一の宛所となったと考えられる。史料一は寺務代公暁を通じて朝廷に奏聞するために作成された衆議披露状の土代と位置づけられる。

なおこの他の関連史料として、「石山寺沙汰起請文延慶三」の端裏書を持ち、石山寺の「当座主成就院僧正坊」による寺中荒廃を訴えるに際しての東大寺衆徒の起請文の存在や、延慶四年二月廿五日に実専が前任の実玄から引き継いだ「自二延慶三年二月廿五日一、至三同四年二月廿五日一沙汰之分」に「石山寺訴訟具書等一結」が含まれていることから、この訴訟が延慶三年には始まっていたことがわかる。

二 「石山座主殺害未遂事件」の経過

では続いて、史料一の内容について考えてみたい。史料一の内容を考へることによって、延慶三(一一三二)年の衾官旨に記された「石山座主殺害未遂事件」の実情がかなり明らかとなる。

史料一はその冒頭に「守惠僧正申状披二露于衆中一之処、被二衆議一僞」とあるように、「守惠僧正申状」を受けて行われた東大寺衆徒の衆議結果を、東大寺寺務代公暁に伝達した文書である。

守惠の申状には「被レ下二庁御使於当寺一、对三寺僧等一被レ尋二問虚実一之処、一切不レ致二訴訟一之上、条々悉以不実候之由、住侶等答申」¹⁹⁾「属二東大寺一致三訴訟一之輩何者哉」との内容が記されていた。前者は庁御使(伏見院庁の使者)の尋問に対し石山寺の寺僧は、訴訟は起こしおらず、訴訟の内容も不実である旨を返答していることを述べ、後者は、東大寺に属して訴訟を起こしたのは何者であるかと尋ねる内容となっている。守惠の申状は、東大寺に属して起こされた訴訟に対する反論なのである。

これに対して東大寺衆徒は次のように述べる。守惠の悪行は石山寺の「本解」に記されているのでその案文を提出する。石山寺の従来住僧

は守恵のために殺害されるか、禁獄されるか、袞宣旨を下されるかして
おり、石山寺には守恵の門人しか残っておらず、真実を語るはずがない。
たまたま守恵による殺害を逃れた者がいるのであり、守恵がこの訴訟が
誰によって起こされたか疑問に思うのは、従来の住僧を死亡・逃亡させ
たことを認識しているからこそである。

これらの内容を整理すると以下のような経過が復元できる。

①石山座主守恵と住侶との対立

②守恵による住侶弾圧と延慶三年五月の袞宣旨発給

③弾圧を逃れた住侶の東大寺への「本解」提出と東大寺の朝廷への訴
訟

④伏見院庁の使者による尋問（但し、石山寺に残っていたのは守恵の
門人）

⑤守恵の申状作成と東大寺への送付

⑥応長元年八月の東大寺の衆議

また、これを踏まえると先述した東大寺衆徒の起請文は③の段階のもの
と位置づけることができる。⁽²²⁾

これらを踏まえると「石山座主殺害未遂事件」は、袞宣旨に記された
ように堂衆が学侶に背き、座主の殺害を企てたという単純なものではな
いことがわかる。その背景には石山座主守恵およびその門人と石山寺の
従来の住僧との対立が存在していたのである。⁽²³⁾

守恵と石山寺住僧との対立については西尾知己氏も先述の東大寺衆徒
起請文や勘渡状の記述から指摘している。また、西尾氏は石山座主の沿
革について次のように整理している。⁽²⁴⁾

文永二（一二六五）年 守恵（前々々座主実位の与奪）⁽²⁵⁾

弘安九（一二八六）年 道朝（御産御祈賞）

正応四（一二九一）年 守恵（道朝配流跡）

永仁六（一二九八）年 道耀（依高野山事守恵御勘気故）「御室御
計」⁽²⁶⁾

正安元（一二九九）年 守恵（関東両度推挙）

正和二（一二三三）年 益守（守恵の与奪）

そして、このように補任と解任を繰り返した守恵の地位の不安定さの背
景に、守恵と石山寺住僧との対立・抗争を想定している。

この守恵と石山寺住僧との対立については、延慶三（一一三一〇）年の
東大寺衆徒起請文の「当座主成就院僧正坊、無_レ故引_{□□}寺僧、令_レ
荒_二廢寺中_一」という記述が存在するが、これについて、近世に編纂さ
れた『石山寺座主伝記』⁽²⁷⁾や『石山要記』⁽²⁸⁾には次のような興味深い記述が
見られる。すなわち、石山寺の座主坊には従来特定の院号・寺号はなく
単に「石山座主坊」と称されていたが、守恵は座主に補任されると座主
坊に移住して「石山成就院大僧正」と称されるようになり、以後、室町
後期の座主尊海のところまで座主坊が成就院と称された、と云うのである。
このことや、史料一の石山寺には守恵の門人しかいないという記述を合
わせ考えるならば、「無_レ故引_{□□}寺僧」は「無_レ故引_二入他寺僧_一」で
あり、石山座主となった守恵が多くの門人とともに石山寺へ移住してき
たことが、住侶との対立を引き起こしたものと想定できる。

なお、座主と住侶との対立は石山寺に限った問題ではなかった。醍醐
寺では座主の定済・道朝と醍醐寺住侶との間に深刻な対立があったこと
が知られるが、この定済も醍醐寺住侶から「南都之悪党」を寺内に引き
入れたと非難されている。⁽²⁹⁾

三 石山寺と権門寺院

では続いて、石山寺とそれを取り巻く権門寺院との状況について検討
を進めよう。

まず問題となるのは、守恵に追われた石山寺住僧はなぜ東大寺を頼ったのか、そして東大寺はなぜ彼らを受け入れ、訴訟に踏み切ったのか、という点である。また、東大寺がその訴訟において、守恵の解任のみならず、石山座主職を東大寺に付することを求めている点も興味深いところである。

この点を考える前に、まず石山寺の歴史と性格を確認しておこう。まず佐和隆研氏⁽⁴¹⁾によると、石山寺はそもそも東大寺の初代別当となった良弁が、聖武天皇の持仏であった如意輪観音を安置したことに始まるとされる。そして同じく東大寺別当となり東大寺東南院を開いた聖宝が石山座主になって以降、真言の道場となったとされ、このことは石山座主が真言系の僧侶によって継承されて行くことから窺える。但し『石山寺縁起』の記述や石山寺に伝来した聖教から天台宗との関係も窺えることが指摘されている。また平安時代以降は観音霊場としても知られるようになってゆく。

鎌倉時代については、西尾知己氏⁽⁴²⁾が東大寺による石山寺の内部対立への介入が永仁(一二九三〜九八)・延慶(一一三〇八〜一〇)年間に行われたこと、その背景に弘安徳政以降に盛んになる東大寺惣寺の「東密系諸寺院」に対する本寺意識の高揚があったことを指摘している。また、正応(一二八八〜九二)年間には石山寺の別当職めぐって東大寺と比叡山が争ったことを指摘している。

ではこれらの先行研究を踏まえて、鎌倉後期の石山寺を取り巻く状況を確認してみよう。

東大寺が石山寺を末寺とする主張は、院政期に成立したとされる『東大寺要録』に見えているが、その実体化が図られるのは西尾氏も指摘しているとおり、弘安徳政以降の動きであろう。東大寺は弘安八(一二八五)年に、そのあるべき所領や末寺を注進するに際し、近江国の

「末寺」として石山寺を「為⁽³⁴⁾華嚴宗進止⁽³⁴⁾之処、被⁽³⁴⁾倒了矣」と記している。

一方、正応年間の石山寺別当職を廻る東大寺と比叡山との相論については、次のように史料が残されている。正応四(一二九二)年十二月に「石山寺問事」について、「山門雖⁽³⁵⁾有⁽³⁵⁾二申旨⁽³⁵⁾、当時無⁽³⁵⁾下被⁽³⁵⁾付⁽³⁵⁾彼寺⁽³⁵⁾之儀」と石山寺を延暦寺に付することはない旨が東大寺に示され、正応五年正月には、東大寺が「石山寺別当、向後以⁽³⁶⁾二東大寺僧⁽³⁶⁾可⁽³⁶⁾令⁽³⁶⁾二補任⁽³⁶⁾一事」を朝廷に要求している。年預五師賢俊が正応四年二月二十五日以降正応五年二月二十五日までに関与した文書の中に「石山牒状并座主状等及不⁽³⁷⁾可⁽³⁷⁾附⁽³⁷⁾二山門⁽³⁷⁾之由宣旨等」があり、正応四年から五年にかけて、東大寺と延暦寺が石山寺の帰属をめぐる対立し、石山寺を延暦寺に付することはないと、朝廷の判断を得たことがわかる。また、正応五年四月には、朝廷から東大寺に対し、「石山寺為⁽³⁸⁾二当寺末寺⁽³⁸⁾一事、委可⁽³⁸⁾有⁽³⁸⁾二御注進⁽³⁸⁾」と、石山寺が東大寺末寺である根拠を示すよう命じられている。同月、朝廷は「於⁽³⁹⁾二末寺々務事⁽³⁹⁾一者、近日不⁽³⁹⁾可⁽³⁹⁾有⁽³⁹⁾二其沙汰⁽³⁹⁾」と東大寺に伝えており、石山寺を東大寺末寺とは認めながら、「寺務」については現状を維持する判断を示している。正応四年は守恵が前座主道朝の「配流跡」をうけて石山座主に再任した年であり、これらの史料は、道朝の配流をうけて空席となった石山寺の座主職を東大寺と延暦寺が争ったものの、道朝の前に石山座主であった守恵が再任され、その後の東大寺の訴えにもかかわらず守恵が座主職を確保したことを示すものと位置づけられる。なお東大寺はこの後、永仁二(一二九四)年から三年にかけても「石山座主職」について訴えており、その掌握を図っていたことがわかる。

このような正応の東大寺と延暦寺との相論については、その対象が史料的には「別当」となっていることから、西尾氏は永仁・延慶の座主職

を廻る東大寺の動きとの関連について可能性を指摘しながらも評価を留保している。⁽⁴³⁾しかし、先述した事態の経過を踏まえるならば、史料上の

「別当」「寺務」「座主職」はいずれも座主職を示すものと考えられる。

また、藤原公衡の『広義門院御産愚記』⁽⁴⁴⁾延慶四(一三一一)年正月廿七日条には守恵が石山寺で如意輪護摩を修したことが記されているが、ここで公衡は守恵に「彼寺別当也」との注を加えている。延慶四年は守恵が座主職に在任中⁽⁴⁵⁾であり、ここでの「別当」も座主職のことであろう。

鎌倉時代の石山寺について「別当」と記した史料は管見の限り先の『伏見天皇宸記』とこの『広義門院御産愚記』のみでいずれも日記であり、記主の誤解によるものと考えてよいのではないだろうか。

弘安徳政以降、東大寺は一貫して石山寺を末寺と主張し、その座主職の掌握を図っており、正応年間には延暦寺とも相論を行っていた。延暦寺による石山座主職の要求も、天台宗と石山寺の関りを根拠として、弘安徳政に対応したものと位置づけられよう。

このように弘安徳政を受けて東大寺や延暦寺が石山寺の末寺化を主張し座主職を要求することは、弘安徳政以前から石山座主職を掌握してきた仁和寺僧守恵にとつて容認できないことであろう。守恵が石山寺に移住したと伝えられ、住僧と対立したことは、このような状況下において石山座主職を確保しようという守恵の活動に起因するものと考えることができるとは、結果的には、石山座主職は守恵から益守・杲守と、洞院家出身の僧侶によつて仁和寺成就院とともに相伝されてゆくの⁽⁴⁶⁾である。石山座主守恵と住僧の対立は、東大寺・延暦寺が石山寺の末寺化を主張する中で、仁和寺成就院出身の守恵がそれを阻もうと支配を強化するなかで発生したものであり、それ故に、守恵の弾圧を逃れた石山寺僧は東大寺を頼り、東大寺もそれを受け入れ、守恵の解任とともに座主職の東大寺への付与を訴えたものと考えられる。

おわりに

最後に本稿で論じたことをまとめておこう。

延慶三年の衾宣旨に記された「石山座主殺害未遂事件」については、現在は二紙に分かれて別々に所蔵されている東大寺年預五師実専の衆議披露状士代から、その詳細を知ることが出来る。それによると、この事件の背景には、座主と住僧との対立と座主による住僧の弾圧があったことが想定される。そして、この対立は弘安徳政の中で、東大寺・延暦寺が石山寺の末寺化を主張するのに対抗し、仁和寺成就院出身の座主である守恵が支配の強化を図ったことに起因すると考えられる。

石山寺をめぐるこれらの動きは、自己の権益の維持・拡大を目指した個人・権門の活動が活発になる鎌倉後期の状況を示す一事例として、また守恵も網野善彦氏が指摘する性算律師・嚴増僧都・道我僧正などの「悪党・海賊を、臆面もなく利用・操縦するだけの力量」をもった「異色の人」⁽⁴⁷⁾の一人として位置づけられる。

以上が本稿の結論であるが、ここで論じた石山寺と東大寺をめぐる問題に関しては、実専が実玄から引き継いだ「石山寺訴訟具書等一結」、実専が清寛に引き継いだ「石山座主彼寺々僧等於多令殺害之」、令二召禁一之間、座主与住僧等一訴陳状等一結」としてさらに多くの文書が存在したはずである。その発見を祈りつつ筆を擱くことにしたい。

〔註〕

(1) 拙稿「鎌倉時代の朝廷の検断権と幕府―衾宣旨・衾御教書を材料として―」(『日本史研究』四九三、二〇〇三)。

(2) 延慶三年五月六日花園天皇口宣案写(『編旨抄』下弁官部・下・衾宣旨事)古書保存会編『続々群書類従』公事部所収。なお『編旨抄』については五味文彦「『平安遺文』と『鎌倉遺文』の間」(『鎌倉遺文研究』

- 三、一九九九) 参照。
- (3) 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(『日本建築史の研究』桑名文星堂、一九四三、初出は一九三二・三三)・岡藤良敬「日本古代造営史料の復原研究」(法政大学出版局、一九八五)・石山寺文化財総合調査団『石山寺の研究』(全四冊、法蔵館、一九七八―一九九二)などを参照。
- (4) 永村眞「真言宗」と東大寺」(中世寺院史研究会『中世寺院史の研究』下、法蔵館、一九八八)・真木隆行「鎌倉末期における東寺最頂の論理」(東寺文書研究会『東寺文書に見る中世社会』東京堂出版、一九九九)。
- (5) 西尾知己「弘安徳政と東大寺別当の性格変化」(『史観』一五六、二〇〇七)。
- (6) 前掲注(2) 史料。
- (7) (延慶三年) 五月八日三条公秀書下写(前掲注(2) 書)。
- (8) 衾宣旨については前掲注(1) 拙稿を参照。
- (9) 前掲注(5) 西尾論文・『仁和寺諸院家記』成就院(『群書類従』四・補任部、続群書類従完成会、一九九一版による)・『東寺長者補任』(『群書類従』四・補任部、続群書類従完成会、一九九一版による)等。
- (10) 東大寺史料編纂所架蔵写真帳『東大寺文書 五』(請求記号六一七一・六五、二六、五)。
- (11) 東大寺史料編纂所架蔵写真帳『東大寺文書(未成卷文書)(第四部)』(請求記号六一七一・六五、三六、一七七)。
- (12) 奈良国立文化財研究所『東大寺文書目録 第四卷』(一九八二) 第四部(訴訟) 一九三号。
- (13) このような文書について先行研究や史料集では書状ないし披露状などと呼ばれているが、ここではより内容に立ち入って衆議披露状とした。永村眞「寺内僧団の形成と年預五師」(『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九) 参照。
- (14) 応長二年二月二五日東大寺年預五師実専文書記録勘渡帳(『東大寺図書館所蔵文書』一、『鎌倉遺文』(竹内理三編、東京堂出版、以下同じ) 三二―二四五三一号)。
- (15) 応長元年六月二八日東大寺衆議披露状案(『東大寺文書』『鎌倉遺文』三二―二四三三三)。なおこの時の年預五師は実専である。
- (16) 正応四年四月日東大寺異国降伏祈禱請定(『東大寺文書四一七八』『鎌倉遺文』二二三一―七六〇五号)・正応四年七月日東大寺年預定文(『東大寺文書四一八〇』『鎌倉遺文』二三一―七六五四号)。
- (17) 『東大寺別当次第』(『群書類従』四・補任部、続群書類従完成会、一九九一版による)。
- (18) (正和元年) 十二月五日東大寺年預五師清寛衆議披露状案(『東大寺文書四一九一』『鎌倉遺文』三二―二四七二三号)・(正和元年) 十二月二十日伏見上皇院宣案(『東大寺文書三一九』『鎌倉遺文』三二―二四七四六号。『鎌倉遺文』三二―二五〇八〇号は重複)。
- (19) (延慶三年) 東大寺衆徒等起請文(『東大寺図書館所蔵東大寺文書』東大寺史料編纂所架蔵写真帳『東大寺文書(未成卷文書)(第三部第三)』(請求記号六一七一・六五、三六、一一二))。前掲注(5) 西尾論文参照。
- (20) 延慶四年二月二五日東大寺年預五師実玄文書記録勘渡帳(『東大寺文書』『鎌倉遺文』三二―二四二二五号)。
- (21) 当時は伏見院政期。検非違使庁の可能性もあるが、検非違使庁は一般的には「使庁」と称されること、実専衆議披露状土代に「叡問之下、自科弥易レ頭」とあることから「庁御使」を伏見院庁の使者と判断する。
- (22) 石山寺の「本解」が②段階以前に石山寺住僧が朝廷に対して守恵を訴えたものである可能性も考えられるが、ここではこの「本解」を前掲注(19) 史料にいう「申状」と同じものと考えた。
- (23) このような対立を踏まえると、「座主殺害未遂事件」そのものが守恵による謀訴の可能性も想定されるが、いずれにせよ、守恵と住僧の対立の存在とその結果としての衾宣旨発給は事実である。
- (24) 前掲注(5) 西尾論文。
- (25) 守恵は弘長二(一二六二)年に前々座主公遍から、翌年には前々々座主実位から座主職を譲られたとされ、文永二年は官符が下された年である。『三箇寺(石山・禅林・観心)座主次第』(『東寺文書』乙外三、東京大学史料編纂所架蔵写真帳『東寺文書(乙号外)』(請求記号六一七一・六二、一九七、九)。前掲注(5) 西尾論文参照。

- (26) 前掲注(9)『東寺長者補任』によると、守恵はこの年五月、東寺一長者・大僧正も辞任している。永仁年間の高野山では「高野合戦」や検校・執行の解任事件、子院日輪寺との対立などの事件が発生しており、守恵の石山座主解任の理由となった「高野山事」もこれらの内のいずれかである可能性が考えられる。なお山陰加春夫『高野合戦』攷(『中世寺院と「悪党」』清文堂、二〇〇六、初出は一九九七・九八)参照。
- (27) 前掲注(19)史料。
- (28) 『石山寺座主伝記』第十六座主守恵大僧正(東京大学史料編纂所架蔵謄写本(請求記号二〇一六、三五八))。
- (29) 『石山要記』(石山寺文化財総合調査団『石山寺資料叢書 寺誌編第一』法蔵館、二〇〇六)第一・堂舎部・奥門跡。
- (30) 弘長二年閏七月日醍醐寺衆徒申状案(『醍醐寺文書』『鎌倉遺文』一一一八八四七号)・文永十年十二月日醍醐寺僧綱大法師等申状案(『醍醐寺文書』『鎌倉遺文』一五一一一五〇九号)・文永十二年正月日醍醐寺僧綱大法師等申状案(『醍醐寺文書』『鎌倉遺文』一五一一一八〇三号)。
- (31) 佐和隆研「石山寺の歴史と文化財」(前掲注(3))『石山寺の研究―切経篇―』、一九七八)。
- (32) 前掲注(5)西尾論文。
- (33) 『東大寺要録』末寺章(筒井英俊校訂、国書刊行会、一九七一、初出は一九四四)。
- (34) 弘安八年八月日東大寺注進状案(『東大寺文書四一四四』『鎌倉遺文』二〇一―一五六六〇号)。
- (35) 正応四年十二月八日堀川顕世施行状(『東南院文書六一四』『鎌倉遺文』二二一―一七七六七号)。
- (36) 『伏見天皇宸記』(増補史料大成、臨川書店、一九七五、初出は一九六五)正応五年正月十九日条。
- (37) 正応五年二月二十五日東大寺年預五師賢俊文書勘渡帳(『東大寺文書四一八五』『鎌倉遺文』二二一―一七八二九号)。
- (38) (正応五年カ)四月六日葉室頼藤書状(『東南院文書六一四』『鎌倉遺文』二二一―一七八六八号)。
- (39) 正応五年四月十三日伏見天皇繪旨案(『東大寺文書』『鎌倉遺文』二二一―一七八七五号)。
- (40) 前掲注(5)西尾論文。前掲注(25)『三箇寺(石山・禅林・観心)座主次第』。
- (41) 『東大寺八幡験記』(統群書類従完成会『統群書類従』三上・神祇部、一九八九版)御入洛先例事、裏書、七ヶ条訴訟事・永仁三年七月九日伏見天皇繪旨案(『東大寺文書四一九一』『鎌倉遺文』二二一―一八八六五号)。
- (42) 前掲注(36)『伏見天皇宸記』。
- (43) 前掲注(5)西尾論文。なお、この相論については富田正弘「白紙の繪旨」(堀池春峰監修、綾村宏他編『東大寺文書を読む』思文閣出版、二〇〇一)にも言及がある。
- (44) 史料纂集『公衡公記』第三(統群書類従完成会、一九七四)。
- (45) 前掲注(5)西尾論文。
- (46) 前掲注(25)『三箇寺(石山・禅林・観心)座主次第』・前掲注(28)『石山寺座主伝記』・前掲注(9)『仁和寺諸院家記』
- (47) 網野善彦「鎌倉末期の諸矛盾」(『悪党と海賊』法政大学出版社、一九九五、初出は一九七〇)。
- 付記 本稿は平成十八・十九年度科学研究費補助金・若手研究(B)による成果の一部である。